

出題に際しての留意事項における検討課題

1. 全般的な留意事項

・ 現行の出題基準においては、以下の留意事項が挙げられている。「新薬剤師国家試験について」に基づけば、④については、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題などの出題も考慮すべきではないか。また、この他に留意すべき事項は何か。

- ①薬剤師として具備しなければならない基本的な知識と技能を評価する問題とする。
- ②4つの出題分野については、相互に密接に関連していることから、具体的な問題の作成に当たっては、重複の無いよう分野間の調整には十分な配慮が必要である。
- ③資格試験として過度に難解な問題はさける。
- ④問題の文章構成や条件設定に留意し、正解は一つだけであり、それ以外は正解でない問題とする。
- ⑤問題の難易が特定の分野に偏らないこととする。
- ⑥可能な限り、正しいもの（または正しいものの組合せ）を問う問題とする。
- ⑦回答肢の正誤についての判断がすべて正しくないと得点が得られない方式である「全回答肢正誤選択方式」は、薬剤師として最低限必要な基本的知識を問う問題について出題する。

- ・ 出題に関連する情報をその一部に含む小冊子や画像、写真等の資材（例：添付文書情報）の他、会話事例や対応事例などを活用した出題についても考慮してはどうか。
- ・ 一般名、商品名等、医薬品の名称について問題に応じてどのように取り扱うか。
- ・ 複合問題作成に当たっての留意点について
- ・ その他、留意すべき事項

2. 各領域における留意事項

【物理・化学・生物】

- ・ 「物理」は、薬の物理化学的・分析的な考え方が身についているかどうかを問うことに重点を置いた問題としてはどうか。
- ・ 「化学」は「医薬品の性質を理解すること」を主題とし、有機化合物としての医薬品の性質についての基礎的な理解、基礎的な知識を利用した応用力を問うこととしてはどうか。
- ・ 「生物」は生体の構造、機能及び生体成分の代謝などに関する基礎的な知識及び感染症の原因微生物とそれが引き起こす症状、免疫のしくみなどに関する基礎的な知識を中心に問うこととしてはどうか。
- ・ その他、留意すべき事項

【衛生】

- ・現行の出題基準においては、以下の留意事項が挙げられているが、この他に留意すべき事項は何か。

「衛生」とは、薬剤師として身につけておくことが必要な公衆衛生上の知識・技能を基本とする分野で、衛生化学・公衆衛生学を中心としている。その他、「衛生薬学」に該当する学科目を例示すると、栄養化学、環境科学、毒性学、環境微生物学、疫学、生態学などがあげられる。

「衛生薬学」では、疾病予防、さらには健康の維持・増進に必須の公衆衛生上の知識と技能のうち、薬剤師として身につけておくことが必要と考えられる保健衛生、環境衛生、食品衛生、栄養、化学物質の毒性などに関する基本的事項を出題する。

各試験法を問う出題については、保健衛生上の意義が大きく、かつ、当該分野において汎用されているもの、または原理的に重要なもののみを出題し、その意義、測定原理など、試験または測定実施のために必要とされる基礎的事項を問うこととする。専門業務において習得すべき操作などの詳細は出題しないこととする。

各種基準などの数値は、記憶することが必須または極めて有用な数値である場合を除いて、数値そのものを問う出題はしないこととする。

(他分野との調整)

衛生関係法規として、食品衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、学校保健法等については、「衛生薬学」において出題する。

また、医薬品の体内動態は原則として「医療薬学」で出題されるが、薬毒物を含む代表的な有害化学物質の体内動態は「衛生薬学」において出題する。さらに、栄養化学に関しては、構造等の基本的知識は原則として「基礎薬学」で出題されるが、その栄養学的側面については「衛生薬学」において出題する。

【薬理】

- ・「薬理」と「病態・薬物治療」との調整をどのように考えるべきか。例えば、薬理作用や作用機序に関する出題を中心としてはどうか。
- ・その他、留意すべき事項

【薬剤】

- ・「薬剤」は、生体で薬が効果を示すプロセス及び製剤に係る化学の両方の分野について、バランスを考慮して出題することとしてはどうか。
- ・その他、留意すべき事項

【病態・薬物治療】

- ・「病態・薬物治療」は、患者の病態生理を理解し、適正かつ安全な薬物治療法の遂行等のために必要な知識等を問うものとしてはどうか。
- ・「病態・薬物治療」においては、病態生理、代表的な治療薬、使用上の注意に関する出題を中心とし、作用機序に関する出題は避けることとしてはどうか。また、臨床検査の基礎知識等を含めた問題の作成も考慮してはどうか。
- ・抗悪性腫瘍薬及び抗菌薬については「薬理」に含まれないが、「病態・薬物治療」にお

いてその薬理作用を問うこととしてもよいか。

- ・「薬理」等の他領域との調整にあたり、特に留意が必要な点はないか。
- ・その他、留意すべき事項

【法規・制度・倫理】

- ・「法規・制度・倫理」は、薬剤師としての業務を遂行するに際して必要な法的知識及びこれらの関連する各種の制度ならびに医療の担い手としての任務を施行するための保持すべき倫理規範的知識や態度について問うものとしてはどうか。
- ・末梢的規制の問題作成は避けることとしてはどうか。
- ・法律などに照らして薬剤師の行動等が正しいかどうかを問うような問題も考慮してはどうか。
- ・「原則として」の有無により正誤が入れ替わるような出題はできるだけ避けることとしてはどうか。
- ・その他、留意すべき事項

【実務】

- ・「実務」における出題のうち必須問題では、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な資質を確認することとし、医薬品を一商品としてではなく、生命と関連性が高いことを常に意識し、安全性が最優先されるべきことを理解しているかを、また、患者の希望に沿った医療に貢献できるよう人間関係の必要性を理解しているかを問うこととしてはどうか。
- ・一般問題は、医薬品に対する高い科学的知識を必要であることを理解し、チーム医療の中で、薬のプロフェッショナルとして、薬物の適正使用のための情報提供ができているかなど、医療の担い手である薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質の確認を問うこととしてはどうか。したがって、複数の解決法（解）から最適な解を選択できるような設問も適宜組み込むこととしてはどうか。
- ・「実務」においては、他分野すべてが土台となることから、重複のないよう分野間の調整には十分な配慮が必要ではないか。
- ・その他、留意すべき事項